



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年 8月14日 火曜日 第2394号

◇ 目 次 ◇ 告 示

指定養育医療機関の辞退.....	712
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（2件）.....	712
道路の区域変更（県道西条港線）.....	712
道路の供用開始（ " ）.....	712

告 示

○愛媛県告示第1033号

母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第7項において準用する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第20条第7項の規定により、指定養育医療機関から次のとおりその指定を辞退する旨の申出があった。

平成24年 8月14日

愛媛県知事 中村時広

指 定 番 号	開 設 者	名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
39	松元正行	松元産婦人科医院	愛媛県大洲市中村235番地の2	平成24年10月1日

○愛媛県告示第1034号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、西予市城川町魚成地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

○愛媛県告示第1036号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 8月14日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	西条港線	西条市神拝字川田甲247番7から 同市神拝字川田甲244番5まで	旧	メートル 16.2～25.3	キロメートル 0.005	
			新	16.2～35.3	0.005	

○愛媛県告示第1037号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 8月14日

愛媛県知事 中村時広

しを縦覧に供する。

平成24年 8月14日

愛媛県知事 中村時広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・魚成地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成24年 8月15日から 9月11日まで
- 縦覧場所
西予市役所本庁及び城川支所

○愛媛県告示第1035号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、西予市城川町魚成地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成24年 8月14日

愛媛県知事 中村時広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用道路整備事業・魚成地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成24年 8月15日から 9月11日まで
- 縦覧場所
西予市役所本庁及び城川支所

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西条港線	西条市神拝字川田甲247番 7 から 同市神拝字川田甲244番 5 まで	平成24年 8月14日